

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会

松本市準備委員会 第2回常任委員会 (書面開催)



行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

書面表決日：令和 7 年 6 月 25 日 (水)

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市準備委員会 第 2 回常任委員会 次第

1 報告事項

- 報告事項 1 松本市準備委員会常任委員会委員の変更について
報告事項 2 松本市準備委員会専門委員会役員の委嘱について
報告事項 3 第 82 回国民スポーツ大会実施予定競技等の追加・変更について
報告事項 4 第 82 回国民スポーツ大会開催予定施設名称の表記変更について

2 審議事項

(総務企画専門委員会)

- 第 1 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市広報基本計画（案）
第 2 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市広報行動計画（案）
第 3 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市公民連携基本計画（案）
第 4 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市観光・おもてなし基本計画（案）

(競技式典専門委員会)

- 第 5 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市競技運営基本計画（案）
第 6 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市施設整備基本計画（案）

(宿泊衛生専門委員会)

- 第 7 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市宿泊基本計画（案）
第 8 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市医事・衛生基本計画（案）

(輸送交通専門委員会)

- 第 9 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市輸送・交通基本計画（案）

[添付資料]

- 資料 1 松本市準備委員会常任委員会名簿
資料 2 松本市準備委員会会則
資料 3 松本市準備委員会専門委員会規程
資料 4 松本市準備委員会事務局規程

報告事項 1

松本市準備委員会常任委員会委員の変更について

令和 6 年 7 月 24 日から令和 7 年 5 月 21 日までの間における常任委員の変更について、次のとおり報告します。

なお、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会会則第 8 条第 3 項の規定に基づき、次期総会において報告します。

【副会長】 (順不同・敬称略)

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
松本市議会 議長	阿 部 功 祐	上 條 温
松本市教育委員会 教育長	曾根原 好彦	伊佐治 裕子
松本市 副市長	伊佐治 裕子	宮 之 本 伸

【常任委員】 (順不同・敬称略)

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
松本市校長会 副会長	手 塚 直 樹	中 川 満 英
中信地区高等学校校長会 代表校	西 林 昭 隆	石 川 裕 之
長野県中信地区高等学校体育連盟 会長	倉 田 慎 司	石 川 裕 之

【委員】 (順不同・敬称略)

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
松本市公立保育園幼稚園 園長会研究会 会長	平 林 美 江	松 木 里 絵
松本市保育園保護者会連盟 会長	伊 東 麻 衣	柳 田 枝 里 子
一般社団法人 松本青年会議所 理事長	金 井 佑 輔	澤 地 雅 弘
長野県松本建設事務所 所長	唐 澤 則 夫	太 田 茂 登
公益社団法人 長野県看護協会松本支部 副支部長	高 遠 文 恵	西 沢 博 子
松本市食生活改善推進協議会 会長	太 田 充 子	赤 羽 み ち 子
中部電力パワーグリッド株式会社松本支社 支社長	後 藤 純 也	三 谷 嘉 伸
松本広域消防局 消防局長	小 島 康 幸	降 幡 明 生

報告事項2

松本市準備委員会専門委員会役員の委嘱について

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会専門委員会規程第 4 条の規定に基づき、委嘱した役員について、次のとおり報告します。

総務企画専門委員会（委員総数 24 名）（敬称略）

役 職	所属機関・団体／役職名	氏 名
委員長	松本商工会議所 副会頭	戸谷 典孝
副委員長	松本市公立保育園幼稚園 園長会研究会 会長	(～R7.3.31) 松木 里絵
		(R7.4.1～) 平林 美江

競技式典専門委員会（委員総数 20 名）（敬称略）

役 職	所属機関・団体／役職名	氏 名
委員長	一般財団法人 松本市スポーツ協会 副会長	中原 信一
副委員長	公益財団法人 長野県障がい者スポーツ協会 事務局長	月岡 俊明

宿泊衛生専門委員会（委員総数 12 名）（敬称略）

役 職	所属機関・団体／役職名	氏 名
委員長	一般社団法人 松本観光コンベンション協会 副会長	二木 伸次
副委員長	一般社団法人 松本市医師会 事務局長	丸山 徹

輸送交通専門委員会（委員総数 13 名）（敬称略）

役 職	所属機関・団体／役職名	氏 名
委員長	公益社団法人 長野県バス協会 副会長理事	小林 史成
副委員長	一般社団法人 長野県タクシー協会中信支部 事務局	古田 哲也

第 82 回国民スポーツ大会実施予定競技等の追加・変更について

松本市準備委員会設立総会・第 1 回総会（令和 6 年 7 月 24 日開催）以降に追加・変更があった事項について、次のとおり報告します。

1 第 82 回国民スポーツ大会実施予定競技

(1) 公開競技 8 競技（都道府県対抗の得点対象外）

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	グラウンド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビック	スポーツチャンバラ	ダンススポーツ

（理由）

（公財）日本スポーツ協会の国民スポーツ大会委員会において、令和 9 年の第 81 回国民スポーツ大会（宮崎県）から令和 13 年の第 85 回国民スポーツ大会（奈良県）までの間、公開競技としてのグラウンド・ゴルフの実施を中止することが承認されました。そのため、長野県で開催される第 82 回国民スポーツ大会の公開競技においては、グラウンド・ゴルフを除く 8 競技が実施されます。

(2) デモンストレーションスポーツ（都道府県対抗の得点対象外）

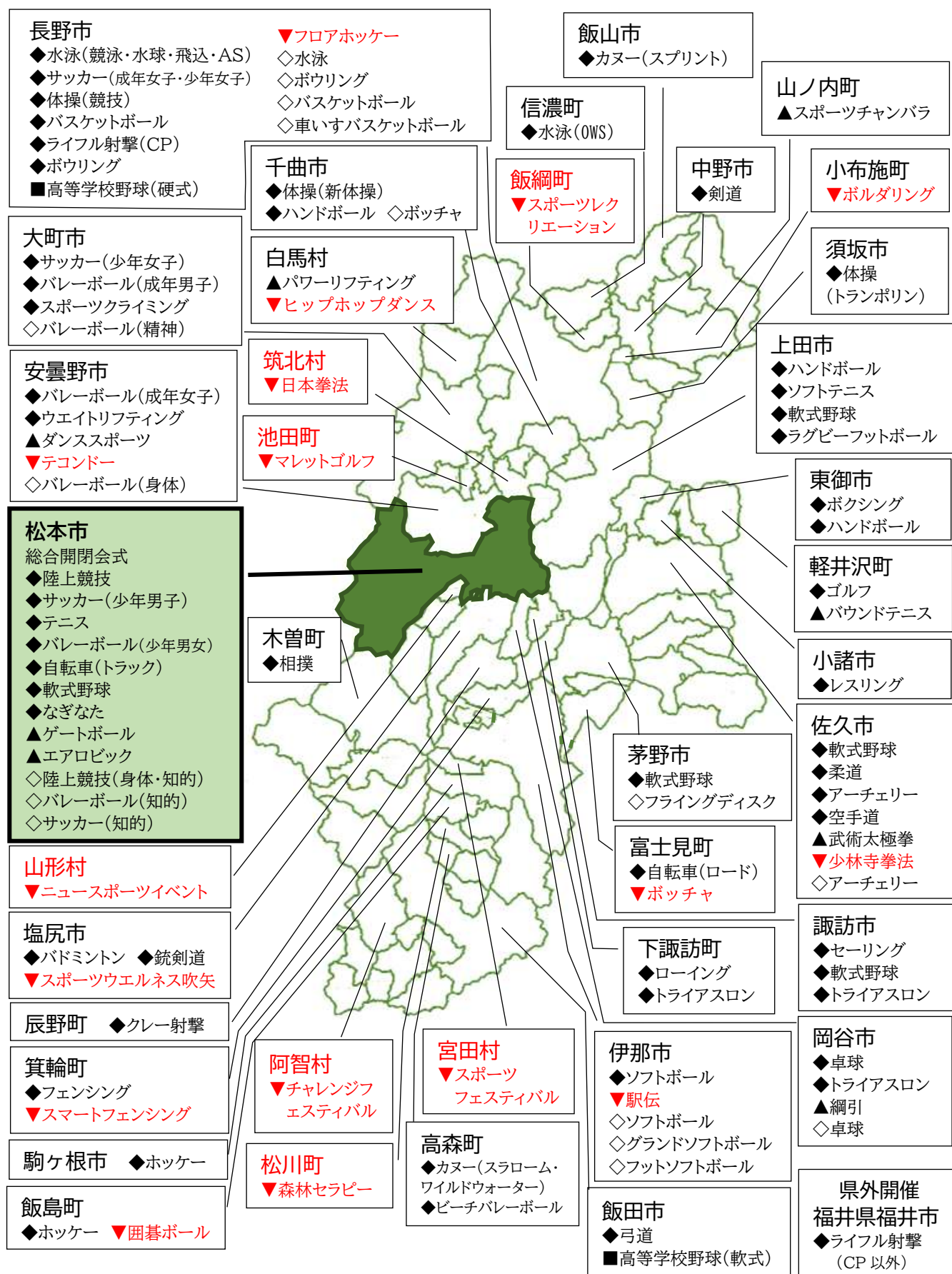
マレットゴルフ	少林寺拳法	スポーツウエルネス吹矢
チャレンジフェスティバル ～小中学生のためのスポーツ 体験交流会～	スマートフェンシング	森林セラピー
スポーツフェスティバル	テコンドー	囲碁ボール
駅伝	フロアホッケー	ボルダリング
日本拳法	飯綱町スポーツレクリ エーション	ボッチャ
ヒップホップダンス	ニュースポーツイベント	

（理由）

現在、第 4 次募集が行われておりますが、第 3 次募集までの間に 17 競技（冬季を除く。）が選定されました。なお、松本市での実施競技はありません。

第 82 回国民スポーツ大会（本大会）・第 27 回全国障害者スポーツ大会競技会場地市町村

（凡例）国スポ：◆正式競技（本大会） ▲公開競技 ▼デモンストレーションスポーツ ■特別競技 全障スポ：◇正式競技



報告事項4

第 82 回国民スポーツ大会開催予定施設名称の表記変更について

第 82 回国民スポーツ大会の松本市開催予定施設について、ネーミングライツにより、令和 7 年 4 月 1 日から施設名称の表記が変更になりましたので、次のとおり報告します。

1 正式競技

競技・種目名		種別	開催予定施設	
			変更前	変更後
自転車	トラック・レース	男子 A	松本市美鈴湖自転車競技場	スカイロードサイクリングスタジアム松本 (松本市美鈴湖自転車競技場)
		男子 B		
		女子		

2 公開競技

競技名	種別	開催予定施設	
		変更前	変更後
ゲートボール	全種別	松本市かりがねサッカー場	信州グリーンフィールドかりがね (松本市かりがねサッカー場)

総務企画専門委員会 審議事項

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

松本市広報基本計画~~-(案)-~~

1 目的

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」という。）に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、長野県をはじめとした関係団体と緊密に連携し、「松本市開催推進総合計画」に基づき、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、豊かな自然、歴史と伝統に培われた文化など、松本市が持つ魅力を全国に向けて発信する。

2 内容

(1) 愛称、スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用及び普及により市民への周知を図る。

ア 広報グッズ等への愛称・スローガンの掲載

イ 広報・啓発イベントにマスコットキャラクターの活用

(2) 印刷物等による広報

各種印刷物や広報グッズを作成し、大会開催を広く周知する。

ア ポスター、リーフレット等の活用

イ 市広報紙や関係機関等の刊行物の活用

ウ 広報グッズの活用

(3) 工作物等による広報

各種工作物等を設置し、信州やまなみ国スポ・全障スポ開催を周知するとともに、選手・監督や来訪者を歓迎する。

ア 横断幕、のぼり旗等の活用

イ 案内板、バックパネル等の活用

ウ ラッピング、デジタルサイネージ等の様々な広報媒体の活用

(4) 多様なメディアによる広報

ターゲット層や目的に応じたメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報提供を行う。

ア ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信

イ 新聞、テレビ、ラジオ等の活用

(5) イベント等による広報

広報イベントを開催するとともに、関係機関、関係団体等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

ア 広報・啓発イベントの開催

イ 市、関係機関、関係団体が開催するイベント、大会等との連携

(6) 大会報告等による広報

両大会を映像や写真等に記録し、大会結果の概要をまとめることにより成果を発信する。

ア 準備過程、大会記録映像、写真等の記録及び大会結果の概要を発信

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

松本市広報行動計画(案)



行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

目 次

はじめに	1
1 愛称、スローガン等による広報	
(1) 広報グッズ等への愛称・スローガンの掲載	2
(2) 広報・啓発イベントにマスコットキャラクターの活用	2
2 印刷物等による広報	
(1) ポスター、リーフレット等の活用	3
(2) 市広報紙や関係機関等の刊行物の活用	3
(3) 広報グッズの活用	4
3 工作物等による広報	
(1) 横断幕、のぼり旗等の活用	5
(2) 案内板、バックパネル等の活用	5
(3) ラッピング、デジタルサイネージ等の様々な広報媒体の活用	6
4 多様なメディアによる広報	
(1) ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信	7
(2) 新聞、テレビ、ラジオ等の活用	7
5 イベント等による広報	
(1) 広報・啓発イベントの開催	8
(2) 市、関係機関、関係団体が開催するイベント、大会等との連携	8
6 大会報告書等による広報	
(1) 準備過程、大会記録映像、写真等の記録及び大会報告書の作成	9

はじめに

2028年に開催する「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会」（以下「大会」という。）は、「松本市開催推進総合計画」において、松本市民の総力を結集し、「三ガク都に象徴される松本らしさの『シンカ』（進化・深化）」につながる大会を目指しています。

このような中、広報については、「本大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、長野県をはじめとした関係団体と緊密に連携し、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、豊かな自然、歴史と伝統に培われた文化など、松本市が持つ魅力を全国に向けて発信する」ことを目的に掲げ、次の「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会松本市広報基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しています。

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
松本市広報基本計画（抜粋）

1 目的

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」という。）に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、長野県をはじめとした関係団体と緊密に連携し、「松本市開催推進総合計画」に基づき、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、豊かな自然、歴史と伝統に培われた文化など、松本市が持つ魅力を全国に向けて発信する。

2 内容

- (1) 愛称、スローガン等による広報
- (2) 印刷物等による広報
- (3) 工作物等による広報
- (4) 多様なメディアによる広報
- (5) イベント等による広報
- (6) 大会報告等による広報

大会を成功に導くためには、市民や企業・関係団体等の皆さんの理解と協力が必要不可欠です。そこで、皆さんに、大会に愛着を持っていただき、オール松本体制で盛り上げるための基本計画を具現化する「松本市広報行動計画」を策定しました。

各都道府県から選ばれた選手・監督、それらを支える競技役員、全国から応援に訪れる来訪者の方々に、豊かな自然、歴史と伝統に培われた文化など、松本の魅力に触れていただき「松本ファン」の獲得に繋げるとともに、発展していく新しい広報媒体の活用も取り入れた広報活動を目指します。

また、広報活動を行う際は、長野県をはじめ、県内の市町村や関係団体と緊密に連携し、効率的な活動を目指します。

1ー(1) 広報グッズ等への愛称・スローガンの掲載

■ 目的

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の愛称「信州やまなみ国スポ・全障スポ」とスローガン「行こう。それぞれの頂へ。」を、様々な場面で活用し、大会の周知及び大会に向けた機運醸成を図ります。

■ 主な取組・内容

① 大会ロゴデザインの活用

大会をPRする印刷物や広報グッズ等に、愛称とスローガンの大会ロゴデザインを用いることで、市民の目に触れる機会を創出します。

■ スケジュール



1ー(2) 広報・啓発イベントにマスコットキャラクターの活用

■ 目的

信州やまなみ国スポ・全障スポのマスコットキャラクター「アルクマ」や松本市マスコットキャラクター「アルプちゃん」を活用し、大会の周知及び大会に向けた機運醸成を図ります。

■ 主な取組・内容

① マスコットキャラクターの活用

マスコットキャラクター「アルクマ」や「アルプちゃん」の着ぐるみを、小・中学校をはじめ、多くの人が集まる場所やイベントなどへの出動により、大会開催をPRします。また、大会をPRする媒体や、作成する印刷物・広報グッズ等に、マスコットキャラクターのイラストを用いて、市民の目に触れる機会を創出します。

■ スケジュール



2-1(1) ポスター、リーフレット等の活用

■ 目的

大会ポスターや、大会に関する情報を提供するリーフレット等を活用し、市民の大会に対する興味関心を高め、大会に向けた機運醸成を図るほか、市外から訪れる観光客等にPRします。

■ 主な取組・内容

① ポスターの活用

大会ポスターを多くの人が集まる施設に掲載することで、多くの市民や観光客等の目に触れる機会を創出します。

② リーフレット等の活用

リーフレットなどを多くの人が集まる施設へ配置するほか、各種イベントなどの機会を捉え広く配布します。

■ スケジュール



2-1(2) 市広報紙や関係機関等の刊行物の活用

■ 目的

市内に配布している広報紙「広報まつもと」のほか、関係機関等が発行している各種刊行物へ大会に関する情報を掲載し、大会への関心を高めます。

■ 主な取組・内容

① 広報まつもとへの掲載

大会に向けた松本市の取り組みや本市で実施する競技の見どころ等の大会に関する情報を掲載し、大会への関心を高めるほか、各競技の応援やボランティアなど、大会への市民参加を促進します。

② 関係機関等の刊行物への掲載

関係団体や企業などが発行する刊行物に、大会に関する情報の掲載を依頼し、幅広い周知を図ります。

■ スケジュール



2ー(3) 広報グッズの活用

■ 目的

大会ロゴデザインやマスコットキャラクターなどを用いた広報グッズを作成・配布し、大会の周知及び大会に向けた機運醸成を図ります。

■ 主な取組・内容

① 広報グッズの配布

大会の魅力をアピールすることができ、日常でも活用できる広報グッズを作成し、各種イベント機会に多くの市民に配布します。

② スタッフ用啓発グッズの制作

ボランティアスタッフや事務局職員など、関係者の服飾を制作し、勤務時間や各種イベント時に着用し、大会の周知及び大会関係者の一体感を醸成します。

■ スケジュール



3-1) 横断幕、のぼり旗等の活用

■ 目的

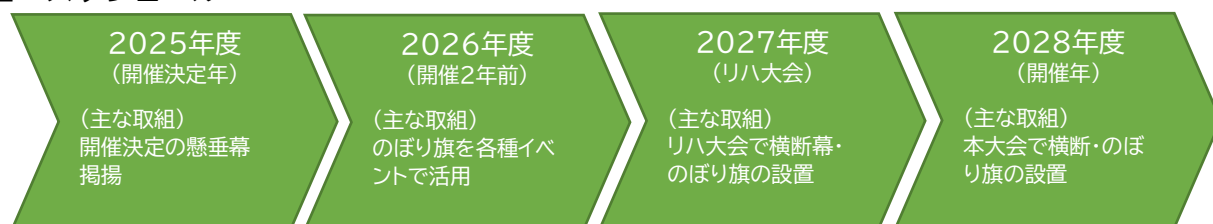
横断幕やのぼり旗等を活用し、大会の周知及び大会に向けた機運醸成を図るほか、市外から訪れる観光客等にPRします。

■ 主な取組・内容

① 横断幕、懸垂幕、のぼり旗等の活用

公共施設、競技会場などに、横断幕、懸垂幕、のぼり旗等を設置します。

■ スケジュール



3-2) 案内板、バックパネル等の活用

■ 目的

本市で実施する競技を紹介する案内板や大会オリジナルデザインのバックパネル等を活用し、大会の周知及び大会に向けた機運醸成を図ります。

■ 主な取組・内容

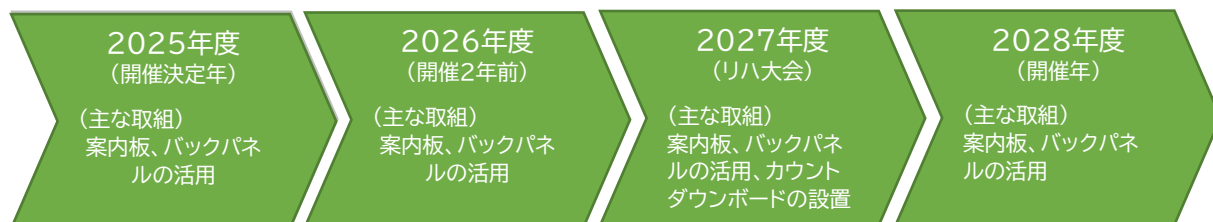
① 案内板等の設置

本市で実施する競技を紹介する案内板をブース出展等で活用するほか、大会開催までの日数を表示させたカウントダウンボード等を市役所庁舎などに設置します。

② バックパネルの活用

大会オリジナルデザインのバックパネルを作成し、各種イベントやプロモーション活動、会議などに活用します。

■ スケジュール



3-(3) ラッピング、デジタルサイネージ等の様々な広報媒体の活用

■ 目的

様々な広報媒体を活用し、それぞれの媒体が持つ特長を生かし、大会に関する情報を発信することで、広く大会開催への関心を高めます。

■ 主な取組・内容

① ラッピング等によるPR

大会に関するデザインのラッピングやマグネットシートで、公用車等の装飾及び公共交通車両への装飾を依頼します。

② デジタルサイネージの活用

市内に設置されているデジタルサイネージを活用し、大会PR動画を放映します。

■ スケジュール



4-(1) ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信

■ 目的

大会専用ホームページやSNSを開設し、大会に関する様々な情報を掲載することで、大会開催のPRを図るとともに、効果的・効率的な大会運営に資する情報発信を行います。

■ 主な取組・内容

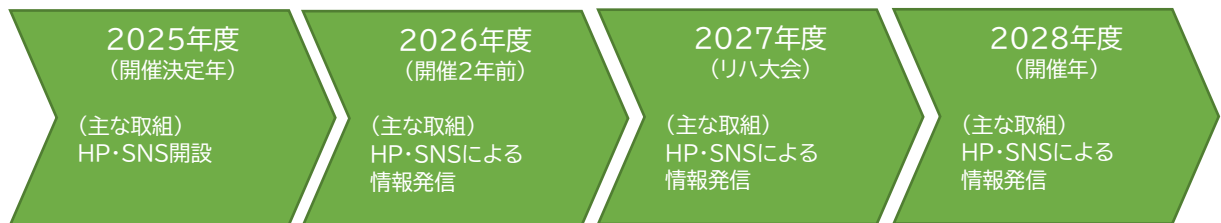
① 大会専用ホームページの開設

競技スケジュールや会場案内のほか、競技ごとのお知らせ、選手・役員向けの案内、入札情報など、松本市で開催される競技会等に関する様々な情報を掲載します。

② SNSの開設

Xやフェイスブック等、利用者が多いソーシャルメディアを活用し、それぞれの特長を生かして、大会関連の情報を広く発信します。

■ スケジュール



4-(2) 新聞、テレビ、ラジオ等の活用

■ 目的

有効な情報伝達手段であるマスメディアを活用し、大会に関する情報を発信することで、広く大会への関心を高めます。

■ 主な取組・内容

① テレビ・ラジオ等の活用

テレビ・ラジオ等を活用した宣伝により、大会に関する情報を発信します。

② パブリシティ活動

各種報道機関に情報提供を行うことより、広く大会に関する情報を発信します。

■ スケジュール



5-(1) 広報・啓発イベントの開催

■ 目的

競技体験会や大会イベント等を開催し、参加者に競技の魅力を伝え、大会に向けた機運醸成を図ります。

■ 主な取組・内容

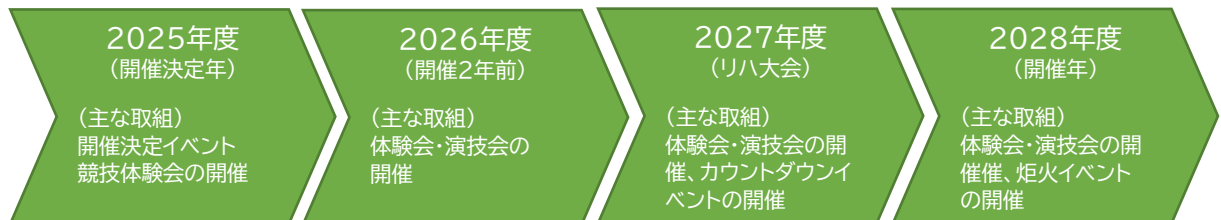
① 競技体験会等の開催

本市で開催される競技の体験会・演技会等を開催します。

② 大会イベントの開催

大会開催の「〇〇日前」を記念したカウントダウンイベントや炬火イベントなどを開催します。

■ スケジュール



5-(2) 市、関係機関、関係団体が開催するイベント、大会等との連携

■ 目的

市や関係団体等が開催するイベントや、本市に本拠地を置くプロスポーツチームのホームゲーム等において、大会に関する情報を発信することで、広く大会への関心を高めます。

■ 主な取組・内容

① PRブース出展

イベント時にPRブースを出展、競技紹介や啓発物品の配布など、大会に関する情報を発信します。

■ スケジュール



6-(1) 準備過程、大会記録映像、写真等の記録及び大会結果の概要を発信

■ 目的

大会の準備過程、開閉会式や競技の開催状況、競技記録等を記録し、両大会に向けた取り組みや大会期間中の選手・スタッフの活動の様子を記録・発信し、松本市のスポーツ振興をはじめ、より一層の魅力的なまちづくりに繋がります。

■ 主な取組・内容

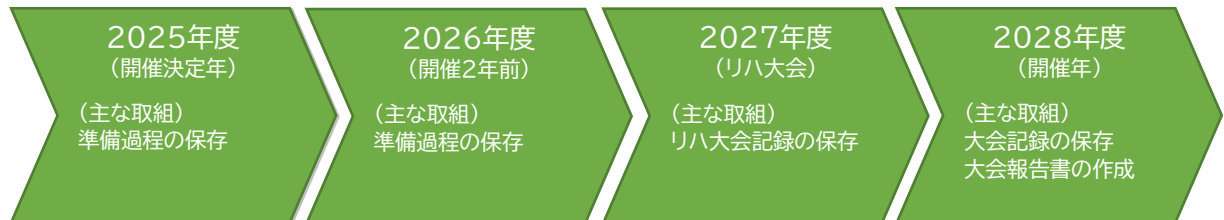
① 準備過程、大会記録映像、写真等の保存

準備過程や大会記録映像及び記録写真を撮影します。

② 大会結果の概要を作成

写真やイラスト等を活用した大会結果の概要を作成します。

■ スケジュール



第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

松本市公民連携基本計画~~（案）~~

1 目的

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」という。）の成功に向け「松本市開催推進総合計画」に基づき、市民、企業、団体、行政などの多様な主体が本大会の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、一丸となって大会を盛り上げるにより、市全体の発展につなげる。

2 内容

(1) 市が一丸となり盛り上げる大会

市民、企業、団体、行政などのそれぞれの立場で、大会に積極的に関わり、参加者全員の心に残る大会とする。

ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加

イ 競技会場での観戦や応援

ウ 信州やまなみ国スポ・全障スポ関連イベントへの参加

(2) 心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいと温もりに満ちた大会とする。

ア 明るく元気なあいさつと親切な対応

イ 花いっぱい運動等による歓迎

ウ 横断幕や応援のぼり旗等による応援

エ おもてなし料理のふるまい

(3) スポーツの力を活かし、地域全体でまちの活力をはぐくむ大会

松本市開催競技をはじめとした様々なスポーツに親しみ、スポーツを通じた交流の輪を広げるきっかけとなる大会とする。

ア 信州やまなみ国スポ・全障スポ開催競技の体験会や各種スポーツイベント等への参加

イ 両大会をはじめとする各種競技会における観戦・応援

(4) 松本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

市民が本市の個性あふれる歴史・文化・自然などの多彩な魅力を認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する大会とする。

ア 松本市の魅力や観光情報の発信

- イ 特産品や郷土料理の紹介、提供
 - ウ 観光ボランティア活動への参加
- (5) スポーツを通じたSDGsの推進に寄与する大会
- 環境に配慮した取組み等により、環境に優しい大会とする。
- ア 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動の実施
 - イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進
 - ウ マイカー自粛や公共交通機関の利用促進と徒歩や自転車の活用

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

松本市観光・おもてなし基本計画~~（案）~~

1 目的

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の観光・おもてなしについては、「松本市開催推進総合計画」に基づき、充実したスポーツ環境、豊かな自然や薫り高い文化などの松本市が持つ多彩な魅力に触れていただき、選手、監督をはじめ、松本市を訪れる全ての方に「松本ファン」となっていただけるよう、心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

(1) 歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するとともに、信州やまなみ国スポ・全障スポの開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場、主要駅等に歓迎装飾を行う。

(2) 案内所の設置等

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の多彩な魅力に触れていただくため、競技会場、主要駅等へ案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報を広く提供する。

(3) 休憩所等の設置

憩いの場、交流の場、おもてなしの場として、競技会場に休憩所やふるまいコーナーを設置する。

(4) 売店等の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、競技会場に売店等を設置する。

(5) 心のこもったおもてなしの提供

関係機関、関係団体等の協力を得て接遇意識の高揚を推進するとともに、大会参加者等との交流や松本市への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 効率的なおもてなし

デジタルツールをはじめとする様々な手段を積極的に活用することで、効率的な運用を目指すとともに、大会関係者の負担軽減に努める。

競技式典専門委員会 審議事項

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

松本市競技運営基本計画~~-(案)-~~

1 目的

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」という。）において松本市で開催される競技会については、「松本市開催推進総合計画」に基づき、長野県、競技団体等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

2 内容

(1) 競技会の運営

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、市民参加を含む幅広い体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

県、競技団体等と十分に協議のうえ、適正な配置を行う。

(3) 競技用具の整備

現有する競技用具をできる限り活用し、競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技記録の収集及び速報

県、競技団体、関係機関等と連携し、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

(5) リハーサル大会

競技会の運営能力の向上を図るとともに、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」に対する市民の機運を高めるため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

松本市施設整備基本計画~~-(案)-~~

1 目的

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」における本市の競技施設の整備については、「松本市開催推進総合計画」に基づき、国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、本大会後の利用にも配慮した整備に努める。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、できる限り既存施設を有効活用し、仮設等での対応を含め、計画的かつ効率的に整備する。

(2) 練習会場の整備

県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、既存施設を有効活用し、現状での利用を基本とする。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、必要に応じて整備する。

宿泊衛生專門委員会 審議事項

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

松本市宿泊基本計画~~-(案)-~~

1 目的

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）を心のこもったおもてなしでお迎えし、「松本市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿泊の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

2 内容

(1) 宿舎

ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。

イ 市内の旅館等で大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。

ウ 風紀上、衛生上、安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

ア 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。

イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。

ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督とは別にする。

エ 大会参加者を近隣市町村の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の多彩で新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

松本市医事・衛生基本計画~~（案）~~

1 目的

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の医事・衛生については、「松本市開催推進総合計画」に基づき、選手、監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、長野県等と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

2 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設等の衛生管理体制を整える。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適切な処理、飲料水による事故防止、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

輸送交通専門委員会 審議事項

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

松本市輸送・交通基本計画~~-(案)-~~

1 目的

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送交通については、「松本市開催推進総合計画」に基づき、松本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。また、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、その料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで、計画輸送を行う。

ウ 競技共催市町村間の輸送

他市町村と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市町と協議のうえ、別に定める。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえで、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。また、一般観覧者については、マイカーでの来場自粛や公共交通機関利用を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

資料 1

**第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
松本市準備委員会 常任委員会 名簿（R7.6.25現在）**

【会長】 1名

(順不同・敬省略)

No	選出区分	機関・所属団体名	役職	氏 名
1	市関係	松本市	市長	臥 雲 義 尚

【副会長】 9名

No	選出区分	機関・所属団体名	役職	氏 名
2	産業・経済・観光関係	松本商工会議所	会頭代行	齊 藤 茂 行
3	スポーツ関係	一般財団法人 松本市スポーツ協会	副会長	中 原 信 一
4	スポーツ関係	公益財団法人 長野県障がい者スポーツ協会	理事長	奥 原 明 男
5	市議会関係	松本市議会	議長	阿 部 功 祐
6	医療・福祉関係	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	会長	小 林 弘 明
7	社会・市民団体関係	松本市町会連合会	会長	中 田 景 文
8	市関係	松本市教育委員会	教育長	曾根原 好 彦
9	市関係	松本市	副市長	中 野 嘉 勝
10	市関係	松本市	副市長	伊佐治 裕 子

【常任委員】 22名

No	選出区分	機関・所属団体名	役職	氏 名
11	教育・学校関係	松本市校長会	副会長	手 塚 直 樹
12	教育・学校関係	中信地区高等学校校長会	代表校	西 林 昭 隆
13	教育・学校関係	長野県特別支援学校校長会	代表	永 田 寛 尚
14	スポーツ関係	一般財団法人長野陸上競技協会	会長代行	内 山 了 治
15	スポーツ関係	一般社団法人 長野県サッカー協会	会長	マキノリ 浩 子
16	スポーツ関係	長野県テニス協会	会長	鈴 木 崇 夫
17	スポーツ関係	一般財団法人 長野県バレーボール協会	会長	船 木 正 也
18	スポーツ関係	長野県自転車競技連盟	会長	耳 塚 喜 門
19	スポーツ関係	長野県軟式野球連盟	会長	赤 尾 正 雄
20	スポーツ関係	長野県なぎなた連盟	会長	大 丸 浩 二
21	スポーツ関係	長野県ゲートボール連盟	会長	和 田 昌 朝
22	スポーツ関係	長野県エアロビック連盟	理事長	小 林 正 樹
23	スポーツ関係	松本中学校体育連盟	委員長	渡 邊 享 秀
24	スポーツ関係	長野県中信地区高等学校体育連盟	会長	倉 田 慎 司
25	スポーツ関係	松本市スポーツ推進審議会	副会長	小 林 美 穂
26	スポーツ関係	長野県障がい者スポーツ指導者中信地区協議会	会長	福 村 英 俊
27	医療・福祉関係	一般社団法人 松本市医師会	会長	小 林 正 典
28	医療・福祉関係	松本市保健所	所長	小 松 仁
29	産業・経済・観光関係	一般社団法人 松本観光コンベンション協会	会長	齊 藤 茂 行
30	通信・輸送・交通関係	公益社団法人 長野県バス協会	副会長理事	小 林 史 成
31	通信・輸送・交通関係	一般社団法人 長野県タクシー協会中信支部	支部長	三 澤 洋 一
32	市関係	松本市文化観光部	部長	小 口 一 夫

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会

松本市準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、第 82 回国民スポーツ大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会において、松本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 本会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 松本市を代表する者
- (2) 松本市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 40 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、松本市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、

総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 本会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 本会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年7月24日から施行する。

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

松本市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会会則（令和6年7月24日施行）第13条第3項の規定にもとづき、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会 員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称及び第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任等)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年7月24日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画及び財務に関すること。 2 広報及び市民協働に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

松本市準備委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会会則（以下「会則」という。）第15条第2項の規定に基づき、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会（以下「本会」という。）の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(事務局)

第2条 事務局は、松本市スポーツ部内に置く。

(業務)

第3条 事務局は、本会に関する事務を処理する。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局職員

2 事務局の職員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 会長は、特に必要があると認めたときは、松本市職員以外の者を事務局の職員として置くことができる。

4 事務局の職員は、会長が任免する。

(所掌事務)

第5条 事務局の所掌事務は、別表第2のとおりとする。

(職務)

第6条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ事務局長が指名した事務局次長がその職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

第3章 決裁

(会長の権限に属する事項)

第7条 会長の権限に属する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 本会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4) 本会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の運営について特に重要と認められる事項に関すること。

(専決)

第8条 事務局長及び事務局次長が専決できる事項は、別表第3のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要と認められる事項については、別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に異例と認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

- 2 事務局長が不在のときは、あらかじめ事務局長が指名した事務局次長がその事務を代決する。

第4章 文書及び公印

(記号及び番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

- 2 文書の記号は、「国障松準委」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(起案)

第11条 文章を起案するときは、原則として起案用紙による処理を行う。

- 2 軽易な事案及び定例的に取り扱う事案に係る起案は、起案用紙を用いず、文書の余白を利用し、行うことができる。

(保存)

第12条 事務の処理が完結した文書は、事務局にて編さんし、事務局次長が保存しなければならない。

(公印)

第13条 事務局で使用する公印の種類等は、別表第4のとおりとする。

2 前項に定める公印の保管は、事務局次長（スポーツ部国スポ・全障スポ企画課長）が行うものとする。

(準用)

第14条 前4条に定めるもののほか、文書及び公印の取り扱いに関しては、松本市文書管理規程（昭和40年1月1日訓令甲第1号）及び松本市公印規則（昭和25年7月17日規則第5号）の例による。

第5章 服務、旅費

(服務)

第15条 職員の服務については、松本市の例による。

(旅費)

第16条 職員がその職務のために出張したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額については、原則として松本市の例による。

(費用弁償)

第17条 本会役員及び委員等が会務のため出張したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、本会の会議の出席に要する経費については、この限りではない。

2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、前条第2項の例による。

第6章 財務

(予算)

第18条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第19条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第17条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第20条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長（スポーツ部国スポ・全障スポ企画課長）をもって充てる。

(金融機関の指定)

第21条 現金の出納は、事務局長が指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第22条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、松本市財務規則（平成3年4月1日規則第10号）及びその他の松本市の財務に関する規則の例による。

第7章 補則

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年8月9日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事務局長	松本市スポーツ部長
事務局次長	松本市スポーツ部国スポ・全障スポ企画課長
事務局職員	松本市スポーツ部国スポ・全障スポ企画課職員

別表第2（第5条関係）

1	事務局の組織、人事、服務等に関すること。
2	総会、常任委員会、専門委員会の事務に関すること。
3	本会の事業計画及び事業報告に関すること。
4	本会の予算、決算及び監査に関すること。

5 その他、本会の事務に関すること。

別表第3（第8条関係）

事項	事務局長	事務局次長
1 職員の任命に関する こと。	第4条第3項の規定により、会長が特に必要があると認めた職員の任命に関する こと。	—
2 職員の服務に関する こと。	事務局次長の服務に関する こと。	その他の職員の服務に関する こと。
3 旅行命令に関する こと。	委員等の旅行命令に関する こと。	—
4 職員の事務分掌に関する こと。	—	事務局職員の事務分掌に関する こと。
5 総会等の開催事務に関する こと。	総会及び常任委員会の開催に関する こと。	専門委員会及び連絡会議等の開催に関する こと。
6 文書に関する事務に関する こと。	規程等の制定及び改廃に関する こと。また、重要な通知、申請、照会等に関する こと。	軽易な通知、申請、照会等に関する こと。
7 資金前渡職員に関する こと。	—	任命に関する こと。
8 予算の流用に関する こと。	重要なもの。	軽微なもの。
9 工事又は製造の請負に関する こと。	1件の予定価格が500万円を超え、5,000万円までの もの。	1件の予定価格が500万円以下の もの。
10 物品の購入、賃貸借、修繕及び業務委託に関する こと。	1件の予定価格が500万円を超え、5,000万円までの もの。	1件の予定価格が500万円以下の もの。
11 9、10以外の契約等に関する こと。	重要なもの。	軽微なもの。
12 刊行物の発行に関する こと。	特に重要な刊行物に関する こと。	刊行物の発行に関する こと。
13 その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関する こと。	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関する こと。

別表第4（第13条関係）

公印の種類	形状	寸法	書体	用途
第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ大会 松本市準備委員会 会長之印	正方形	24 ^{ミリ} 角	篆書	会長名をもってする文書
第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ大会 松本市準備委員会 事務局長之印	正方形	24 ^{ミリ} 角	篆書	事務局長名をもってする文書